

地方独立行政法人広島市立病院機構政府調達苦情検討委員会について

1 経 緯

平成30年12月21日、ベルギーのブリュッセルにおいて、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）については、効力の発生のための国内手続が完了したことを相互に通告する外交上の公文の交換が行われ、日欧協定は平成31年2月1日に効力を生ずることとなった。

この日欧協定に、「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「政府調達協定」という。）」が組み込まれ、都道府県又は指定都市が単独で設立した地方独立行政法人に政府調達協定が適用されることが規定されたため、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）も政府調達協定の適用対象となった。

その後、令和4年に「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）」が政府調達協定の適用対象に追加されている。

2 苦情検討委員会設置の目的

政府調達協定においては、政府調達協定が適用される契約が同協定と整合的に行われているか疑いがある場合は、供給者が調達機関に苦情を申し立てることができる手続を定めることを求めている。

このため、本機構が行う政府調達に関し、当該政府調達に係る供給者の苦情について、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、地方独立行政法人広島市立病院機構政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 委員会の事務の概要

政府調達に係る苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案等を行う。

4 令和7・8年度 委員名簿（50音順）

氏名	職業・役職等
齋藤 有志	弁護士（齋藤法律事務所）
田中 聖三	大学准教授（広島工業大学工学部環境土木工学科）
谷川 大輔	大学准教授（近畿大学工学部建築学科）
田村 耕一	大学教授（広島大学大学院人間社会科学研究科）
山田 希恵	公認会計士（アイル監査法人）

5 設置年月日

平成31年2月1日

6 運営に関する要綱等

- (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構政府調達苦情検討委員会設置要綱
- (2) 政府調達に関する苦情の処理手続
- (3) 政府調達に関する苦情の処理手続細則
- (4) 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表方法について